

自然公園法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集 (パブリックコメント)の結果について

1. 意見募集の概要

「自然公園法施行規則の一部を改正する環境省令(案)の概要」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

平成27年2月27日(金)～3月28日(土)までの30日間

○意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
郵送	0通
ファックス	0通
電子メール	3通
計	3通

(2) 整理した意見の総数 15件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について 別紙のとおり

別紙：意見等の概要と意見に対する考え方について

該当箇所	意見の概要	考え方	件数
1 全般	法律違反が発生した場所での行為については、違反状態が是正されることが前提である旨を規定すべき。	法律違反が発生し、風致景観の保護のため原状回復が必要な場合には、適切な処分または指導を行うこととなっています。申請に対する審査の基準として定める内容ではないと考えますが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。	1
2 2.(5)	土地の形状変更については、「最小限」という表現ではなく「不可」とすべきではないか。「最小限」とする場合は、その細部解釈が必要である。	工作物の設置に付随して行われる必要最小限の土地の形状変更を一切不可とすることは、不合理な場合もあると考えられることから、「最小限」という表現が適切と考えています。また、様々な現況の土地に一律に最小限の基準を定めることは合理的でないと考えております。	1
3 2.(3)ニ	「自然草地等内」の範囲を細部解釈などで明記すべきである。	「自然草地等」は、自然公園法施行規則第11条第4項第8号の規定のとおり、自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な場所を指しています。	1
4 2.(3)ホ	「僅少」の程度について細部解釈などで明記すべきである。	「僅少」の程度については、行為地の植生の状況等により個別に判断することが適当であるとと考えております。	1
5 2.(3)	(1)から(7)の項目を全て満たせば営利目的としたものでも許可が出来るように理解される。自然公園は先人から長く守られてきた財産であり、一時的なエネルギー政策で半永久的に景観が失われるのは大きな問題がある。公益性のあるものを2,000㎡に限定するのであれば、営利を目的とした太陽光	本案は、目的に拘わらず、(1)から(7)までの項目を全て満たすことを原則とし、公益的なもの等に限り、2,000㎡以下のものであれば、(1)から(7)の基準の一部を緩和できるという規定になっているものです。	1

		発電についても当然2000㎡までに限定すべきである。		
6	2.(1)	<p>「周辺の景観と不調和でないこと」とあるが、面的に事業規模で設置されるソーラーパネルにおいては、例え第3種特別地域等で既に開発がある程度進んだ地域（農村集落周辺）であったとしても、調和している風景は存在しないのではないか。</p> <p>営利を目的とした太陽光発電については、面積を抑制し、少なくとも低反射タイプのパネルの採用を必須とすべきではないか。</p>	今後の施策検討の参考とさせていただきます。	1
7	2.(3) ロ、ハ	敷地境界や道路から5m以上離すこととしているが、景観に対する負荷を低減させるため、ただ離すだけでなく緑地帯とすべきではないか。また、建築物と同様に設置面積を敷地の最大20%までとする規制を設けるべきではないか。かつての工場立地法では25%の緑地率が求められていたが、自然公園においても普通地域であったとしても、25%以上は植栽等により緑地とするべきではないか（できれば特別地域では50%程度は緑地とするべき）。緑地を設けることにより周辺との景観の調和にもかなりの効果が期待できる。	今回の改正による審査基準においては、学術研究や地域住民の日常生活のためのもの等を除き、自然草地等における設置を認めないほか、支障木の伐採については僅少なもののしか認めないこととするなど、自然度の高い場所については太陽光発電施設の設置が制限されます。その上で、ある程度既に改変された土地における行為について定めたものであり、各号の基準を満たすことにより風致景観上の支障は抑えられると考えています。	1
8	2.(3)ニ	自然草地とはどのような土地を定義しているのか。耕作放棄地、またはかつて人の手により開発されたが、その後管理されておらず、雑草が生い茂る土	自然草地とは、原則、人の手が入らない状態で草地環境が維持されているものを指しますが、「自然草地等」は、自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育	1

		<p>地も自然草地に含まれるのか。</p> <p>また、特別地域内では指定植物がない限り、草刈り行為については許可申請の対象行為ではないが、行為者が太陽光パネル設置予定地を予め草刈りをした後に許可申請をすれば、その時点では草地ではなくなるため、許可が可能となるのか。</p>	<p>が困難な場所を指しており、本基準の対象には人の手により草地環境が維持されているものも含まれます。</p> <p>指定植物以外の草本類を刈りはらう行為については申請を必要としないのはご指摘のとおりですが、一時的に当該地が草刈りされた状態であったとしても、自然草地等と同等とみなされます。</p>	
9	2.(3)ホ	<p>支障木が僅少であることとあるが、僅少とは具体的にどの程度の数値か。本数なのか、あるいは全体面積に対する伐採割合なのか明確にするべきである。たとえ植生が貧弱であったとしても、現況が山林と見なされる土地では設置できないと判断されるのか。</p> <p>また、第3種特別地域においては、木の伐採は許可申請をすれば通常は許可されることになるが、事前に木の伐採のみを単独で許可申請を行い、伐採後に別の法人等にその土地を売却し、その別法人から太陽光パネルの設置許可申請された場合は許可されてしまうことになるのか。</p>	<p>僅少については具体的な数字の定めはなく、行為地の植生の状況等により判断されることとなります。ご意見にあるように、現況が山林とみなされる土地では支障木が僅少でない限り設置できないことになるものと考えています。</p> <p>木竹の伐採申請は、伐採跡地の取扱について申請書に記載することとなっており、当該申請地で太陽光発電施設の設置計画がある場合には、合わせて審査されることとなります。</p>	1
10	2.(4)	<p>撤去計画について、撤去されるのは大抵20年以降のこととなり、実際に計画どおりに撤去されるか疑問である。また今後の経済情勢の変化等により設置した法人等が倒産や廃業することにより、管理されない太陽光発電施設が廃墟のように自然公園内に残置される懸念がある。許可される際に廃止時</p>	<p>施設の撤去については許可条件により担保する必要があると考えております。条件に違反すれば、原状回復命令等の対象となり、命令は当該物件について権利を承継した者に対しても課すことが可能となっております。</p>	1

		<p>の撤去を許可条件として付加したとしても、行為者が倒産してしまえば効力がない。</p> <p>国立公園内においても、かつて公園事業として建設されたホテルが廃業し、取り壊されないまま廃墟となり、景観に悪影響を与えている事例もある。そのようなリスクを想定し、設置面積については2,000㎡以下程度が妥当だと考えられる。</p>		
11	2.(5)	<p>土地の形状変更について、最小限の規模とはどの程度の数値となるのか。造成を行う高さなのか、全体面積に対する割合なのか、あるいは設置を行うための搬入用の工事中道路のための造成であれば認められるのか、明確にするべきである。(申請が行われる個別の事案ごとに行政の担当者が主観的に判断するのでは、国や各都道府県で判断が異なり、法の下での平等を欠く恐れがある。)</p> <p>また、土地の形状変更の許可基準では、「集団的に工作物を設置する目的での敷地の造成すること」は、不許可行為であり、(5)の基準とは矛盾していると感じる。</p>	前記2のとおり。	1
12	2.全般	<p>広大な土地を所有する事業者が、土地を複数に分筆の上売却し、それぞれの土地を購入した別々の事業者が太陽光発電施設の設置許可を申請した場合は、別々の敷地と見なされるため、許可されるのか。それぞれの規模が小規模であったとしても、結果としては巨大なメ</p>	<p>今回の改正による審査基準においては、学術研究や地域住民の日常生活のためのもの等を除き、自然草地等における設置を認めないほか、支障木の伐採については僅少なもののしか認めないこととするなど、自然度の高い場所については太陽光発電施設の設置が制限されます。その上で、ある程</p>	1

		ガソーラー施設となってしまう懸念がある。	度既に改変された土地における行為について定めたものであり、各号の基準を満たすことにより風致景観上の支障は抑えられると考えています。	
13	4. 全般	特別地域において既に申請されたものについては、経過措置があるとのことだが、生物多様性の保護のためには、現行の基準であったとしても、現況が山林（低木林地含む）、自然草地、採草放牧地等の良好な自然環境が残っている土地では許可されない、と判断されるのか。	新たな基準であり、一定の経過措置期間は必要と考えています。 なお、従前の規定においても、規則第11条第13項各号の規定等により風致景観上の影響を判断しております。	1
14	4. 全般	普通地域については、届出を行えば無制限に太陽光パネルを設置することが可能となるのか。普通地域は特別地域より風致景観の重要性は低い、特別地域の緩衝地帯としての重要な役割がある。1ha以上のものについては、届出をしたとしても行為を中止できるようにすべきではないか。	普通地域における届出にかかる行為については、届出後30日を経過した後でなければ着手ができないこととなっており、また、環境大臣又は都道府県知事は風景を保護するために必要な限度において、中止を含む措置を命じることができます。	1
15	全般	太陽光発電は設備投資の金額も大きく、また利益の大きい事業である。利益が得られるのであれば、法違反をしても無許可で設置する事業者が現れる危険性がある。現在の法律では無許可行為については、50万円以下の罰金、または6ヶ月以下の懲役とのことだが、罰則についてはもっと重くすべきではないか。	罰則の金額については法律で定められているものであり、今回の意見募集の対象外となりますが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	1